

附則

施行期日

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（解説）

磐田市迷惑防止条例が平成 27 年 4 月 1 日から効力を発生することを規定したものである。

磐田市環境美化条例の廃止

2 磐田市環境美化条例（平成 17 年磐田市条例第 163 号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（解説）

磐田市環境美化条例は平成 27 年 4 月 1 日から効力を失うことを規定したものである。なお、磐田市迷惑防止条例は環境美化の日の制定等、磐田市環境美化条例の内容を継承している。

経過措置

3 第 12 条、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 2 項及び第 16 条から第 19 条までの規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる迷惑行為について適用し、施行日前に行われた迷惑行為については、なお旧条例の例による。

4 この条例の施行の際現に廃止前の旧条例の規定により環境美化指導員を委嘱されている者は、この条例の規定により環境美化指導員を委嘱されたものとみなし、その任期は、旧条例の規定による環境美化指導員の残任期間とする。

（解説）

磐田市迷惑防止条例は、磐田市迷惑防止条例の施行日以後に行われる迷惑行為に適用し、施行日前に行われた迷惑行為については、磐田市環境美化条例を適用すること、また、磐田市迷惑防止条例の施行の際に、磐田市環境美化条例の規定により環境美化指導員を委嘱されている者は、磐田市迷惑防止条例の規定により環境美化指導員を委嘱されたものとみなし、その任期は、磐田市環境美化条例の規定による環境美化指導員の残任期間とすることを規定したものである。